

越 監 公 表 第 1 6 号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から令和2年（2020年）  
1月21日付け越監第191号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた  
旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年3月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

## 監査の結果に係る措置について

市民協働部

### 【指摘事項】

#### <収入事務>

##### (1) 調定事務において、使用料の計算方法に誤りのあるものがあった。

行政財産の使用に係る使用料の計算方法については、越谷市行政財産の使用料に関する条例及び同施行規則により定められた、行政財産の使用許可に関する事務処理基準に規定されている。

当該使用料の徴収金額を確認したところ、使用料の計算方法に誤りがあったため過大に徴収していたものである。(市民活動支援課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、行政財産使用料の算定が、行政財産の使用許可に関する事務処理基準に規定されている方法により算定されていなかったこと、また、その算定された金額の確認が不十分だったため誤りが生じたものです。

ご指摘後、算定方法を改めて確認し、その差額につきましては令和元年11月に還付を完了いたしました。

今後は、事務処理基準を再認識するよう周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

市民協働部

### 【指摘事項】

#### <収入事務>

#### (2) 調定事務において、実費徴収金の徴収金額に誤りのあるものがあった。

複写機等の利用に係る実費徴収金については、越谷市地区センター複写機等実費徴収規程に定められている。

当該徴収金の徴収金額を確認したところ、利用申込書の金額に誤りがあったが、記載された金額で徴収したため徴収金に不足が生じていたものである。(大沢地区センター)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、印刷機使用料金徴収事務にあたり、利用申込書に記載された使用料金の確認不足により、料金を少なく徴収してしまいました。

ご指摘につきましては、令和元年10月に使用団体から差額の600円を徴収し、誤りのあった8月まで出納員(分任出納員)現金出納簿を遡り、訂正しました。

今後は、越谷市地区センター複写機等実費徴収規程に則り、使用料金等、利用申込書の記載事項の確認を正確に行い、適正な事務処理を進めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

市民協働部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(危機管理課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和2年1月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引き及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

市民協働部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたもの。(危機管理課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和2年1月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引き及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

市民協働部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ③ 庶務事務システムへの入力誤りがあったため支給金額に不足が生じていたもの。(市民課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから、支給金額に不足が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和2年1月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引き及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。